

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.80

〔共通〕 問1 火災の調査に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をする上で必要があるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求め、又は当該調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。
- (2) 消防長又は消防署長は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産の調査をする上で必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。
- (3) 放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査の主たる責任及び権限は、消防長又は消防署長にある。
- (4) 消防長又は消防署長は、警察官が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、事件が検察官に送致されるまでは、その火災の原因の調査をするため、警察官の捜査に支障を来すこととならない限り、その被疑者に対し質問をし又はその証拠物につき調査をすることができる。

〔消防用設備等〕 問1 次に掲げる特殊消防用設備等に関する事項のうち、消防法令上、設備等設置維持計画に記載しなければならないものは幾つあるか、次の4つの選択肢から1つ選べ。

- ①性能に関すること。
 - ②設置方法に関すること。
 - ③試験の実施に関すること。
 - ④点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
 - ⑤維持管理に関すること。
 - ⑥工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
- (1) 3つ
 - (2) 4つ
 - (3) 5つ
 - (4) 6つ

〔消防用設備等〕 問2 粉末消火設備の消火剤とその種別に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 第1種粉末とは炭酸水素ナトリウムを主成分とする消火剤である。
- (2) 第2種粉末とは炭酸水素カリウムを主成分とする消火剤である。

- (3) 第3種粉末とはりん酸塩類等を主成分とする消火剤である。
- (4) 第4種粉末とは炭酸水素カリウムと窒素の反応物からなる消火剤である。

〔防火査察〕 問1 消防法に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているので、相手方が拒否等した場合においても、その抵抗を排除して行使することができる。
- (2) 警告書等の送達等で利用する配達証明は、郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明するものである。
- (3) 消防法第4条の立入検査については、経済活動の自由等への関与の程度等を考慮し、営業時間内に実施する必要があり、法令上は事前の通告をする必要がある。
- (4) 過料については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって、刑事訴訟法の適用を受けるので、告発をもって対応する必要がある。

〔防火査察〕 問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なもののは次のうちどれか。

- (1) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態等を現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが実況見分調書である。
- (2) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。
- (3) 警告は行政指導であるが、命令の前段階措置として行うのが原則であるので、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数の時は、それぞれの履行義務者ごとに個別に警告する必要がある。
- (4) 教示を怠った命令については、法令上、必要な手続きを経ていない命令となるので、当該命令が取り消されたり、あるいは無効になるものである。

〔危険物〕 問1 移送に関する次のa～dの記述のうち、誤りはいくつあるか。

- a 甲種又は乙種危険物取扱者を乗車させなければならない。
- b 乗車する危険物取扱者は、危険物取扱者免状を携帯していなければならない。
- c 長時間にわたるおそれがある移送であるときは、原則として2人以上の運転要員を確保する。

〔消防法〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) 関係ある者でなく、関係者で権原を有する者であるため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 敷地の内外を問わないため、誤り。
 (4) 行政代執行の対象であるため、誤り。
 (5) 公設消防に限定されないため、誤り。

〔人事管理〕

問 1 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 正しい。
 (3) 正しい。
 (4) 「問題意識」をもたせることであるため、誤り。
 (5) 正しい。

〔行政法〕

問 1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 立法の性質であるため、誤り。
 (3) 立法の性質であるため、誤り。
 (4) 行政規則の性質であるため、誤り。
 (5) 通知行為の性質であるため、誤り。

〔警防〕

問 1 答 (4)

解説 災害が発生している施設や現場への接近に際しては、関係者の助言と誘導に従う。

問 2 答 (1) 広く (2) 少ない (3) 大きい
 (4) 狭い (5) 可燃物等

問 3 答 (5)

〔救急〕

問 1 答 (3)

解説 胃十二指腸潰瘍では、食事直後又は空腹時に疼痛が出現する。空腹時痛は牛乳やパンなどの飲食により軽快するが、それが潰瘍が軽快するわけではない。症状として、心窩部痛、胸やけ、食欲不振、上腹部膨満感、口臭など多様である。穿孔は、特別な腹部症状はないが、2日～3日前からの空腹時痛や胸やけなどの軽い前駆症状ののちに突然穿孔する急性潰瘍穿孔と、なんども潰瘍歴を繰り返したり、長時間の不完全な潰瘍治療中に潰瘍が深掘れして穿孔する慢性潰瘍穿孔などがある。穿孔と同時に胃十二指腸内容が腹腔内に漏出して化学性腹膜炎を生じ、突然の激しい腹痛を生じる。腹壁の筋は著明に緊張し、板状硬の状態となる(筋

性防御)。

腹膜刺激症状：圧痛、筋性防御(腹壁に置いた手を徐々に圧迫すると腹壁緊張が反射的に強くなり硬く触れる)、反跳痛(圧迫した手を急に離すときに疼痛が増強する)の3つの所見があれば腹膜炎を考える。筋性防御が強く腹壁を非常に硬く触れる場合、「板状硬」という言い方をし、汎発性腹膜炎の所見である。

問 2 答 (1)、(2)

解説 消防力の整備指針第13条第1項参照。消防本部又は、署所に配置する救急自動車の数は、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台を基準とし、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況を勘案した数とする。

消防力の整備指針第17条第2項参照。第13条の規定による救急自動車に加え、多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等に使用するため、人口30万以下の市町村にあっては稼働中の救急自動車6台ごとに1台を基準とし、人口30万を超える市町村にあっては稼働中の救急自動車4台ごとに1台を基準として、地域の実情に応じて予備の救急自動車を配置するものとする。

問 3 答 (1)

解説 成人と小児を共通とした。「予防」→「早期認識と通報」→「一次救命処置」→「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」である。平成23年10月31日付け医政指発1031第1号参照。

予 防 技 術 検 定 模 擬 テ ス ト

〔共通〕

問 1 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。消防法第32条第1項及び第2項参照。
 (2) 正しい。消防法第34条第1項参照。
 (3) 誤り。消防法第35条第1項参照。火災の原因の調査の主たる責任及び権限は消防長又は消防署長にあるとされているが、火災及び消火のために受けた損害の調査は含まれない。
 (4) 正しい。消防法第35条の2第1項及び第2項参照。

〔消防用設備等〕

問 1 答 (4)

解説 消防法施行規則第31条の3の2参照。

問 2 答 (4)

解説 消防法施行規則第21条第3項第1号の消火剤の種

類の表参照。(4)の第4種粉末とは炭酸水素カリウムと尿素の反応物からなる消火剤である。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法第4条の立入検査については、相手側が拒否等した場合は、その抵抗を排除してまで行使することはできないので、不適當。
- (2) 違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 消防法第4条の立入検査については、法令上、時間的制限及び事前の通告は義務付けられていないので、不適當。
- (4) 過料については、刑事訴訟法の適用を受けず、非訟事件手続法の適用を受け、裁判所に対する通知をもって対応する必要があるため、不適當。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適當。
- (2) 違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になるものでないため、不適當。
- なお、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起

することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなり得るものである。

〔危険物〕

問1 答 (1)

- 解説 移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させて行うこととされている。したがって、誤りはaである。
- 〔参照条文〕
- 消防法16条の2
- 危険物の規制に関する政令第30条の2

問2 答 (1)

- 解説 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、位置、構造及び設備の基準への適合状況の確認のほか、移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。この点検は、5年ごとに行うこととされている。
- 〔参照条文〕
- 危険物の規制に関する規則第62条の5の4、第62条の6、第62条の8第4号
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の3

「消防応援団」の菅原文太さんが逝去

映画「仁義なき戦い」シリーズなどに主演し、昭和を代表する映画スターだった俳優の菅原文太さんが平成26年11月28日午前3時、転移性肝がんによる肝不全のため、東京都内の病院で息を引き取った。81歳。葬儀・告別式は福岡・太宰府天満宮祖霊殿で家族葬として営まれた。喪主は妻の文子夫人。

菅原さんは、俳優とともに「消防応援団」としても平成17年5月結成当初からその中心で活躍してきた。ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」で度々出演して激励や消防精神をPRしたり、24年2月23日の日本



消防協会定例表彰式後の特別講演では「緑の下の力持ち」と題した熱い講演(写真)、報道関係者などに東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学

基金の協力をドスの利いた声で呼びかけた。また25年11月25日の東京ドームにおける消防団120年・自治体消防65周年記念大会では、第2部の洪くて暖かいナレーションは、大変印象深い。



弊社発行の「消防団の闘い-3.11 東日本大震災-」でも『消防団は国の備え』と題した序文をいただいた。その一部を掲載して、深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げたい。

『報酬とはとても言えないような微々たる金額で、場合によっては一命を懸けて地域とそこに住む人々のために働く消防団員の姿は、此の度の東日本大震災において、大都市住民の目にも鮮明に焼き付けられたはずだ。殉職された方々には哀悼の思いを捧げるとともに、務めを果たされたことに深い敬意を捧げたい。』